

# ニューメディア時代の障害者法

アメリカでは1990年代に字幕放送（クローズド・キャプション=CC）の義務化が始まり、2006年には全ての放送番組に対して、CCが義務化されている。しかし、この規制は聴覚障害者しか対象にしていない。また、インターネットによるビデオ配信、スマートフォン等のニューメディアへの対応なかった。

オバマ大統領は2010年11月に障害を持つアメリカ人法（ADA法）の範囲を拡大する21世紀の通信とビデオアクセシビリティ法（Twenty-First Century Communications and Video Accessibility Act of 2010）に署名をし、これを立法化した。21世紀の通信とビデオアクセシビリティ法にはさまざまな項目が含まれるが、ここではテレビ放送を含めたビデオサービスに大きな影響を与える条項を紹介する。

## スマートフォンも 障害者アクセシビリティの対象に

最初の大きな変化は、聴覚障害者だけでなく、視覚障害者へもアクセシビリティを広げたことである。これまでの字幕だけでなく、副音声を使い、音声による画面説明を提供することが義務化されていく。テレビ番組だけでなく、緊急通報等も映像情報以外で提供することが求められる。画面説明の義務化は、2000年にFCCが規制を作ったが、FCCにはその権限がないとの法廷判定で無効になった。この法により、FCCに対して画面説明の義務化規制を作る権限が与えられたことになる。

2つ目は字幕、それに画面説明に対する規制がテレビ受像機と放送番組だけでなく、ビデオサービス全体を対象とすることになった。これまでCCに対応する必要があった製品は13型以上のテレビ受像機であったが、今後はテレビ受像機だけでなく、音声と映像を同時に出力することができる、ビデオ対応のデバイス全体に対して字幕、それに画

面説明をサポートする機能が求められていく。スマートフォン、タブレット等のビデオ出力があるデバイスは、障害者アクセシビリティの対象となる。

## すべてのビデオ番組に 字幕と画面説明付与が義務

また、テレビで放送される番組だけでなく、すべてのビデオ番組に字幕、それに画面説明を付けることが義務化になる。これにより、インターネット、他の媒体で配信されるビデオ番組も対象に加わる。これをどのように導入していくかはFCCが決定していくが、21世紀の通信とビデオアクセシビリティ法は、FCCに対してビデオ番組

を3つの種類に分け、規制を導入していくことを求めている。最初に義務化されるのは、現在すでに字幕規制の対象になっているテレビ向け番組である。生中継の番組、それに、現在では規制外であるテレビ放送向けではない番組に対する規制は、その技術、方法等を検討した上で規制化される。

3つ目はアクセシビリティをユーザーインターフェースにも拡大することだ。これは、対象となるビデオデバイスの操作全般に影響する。ハードウェアレベルでは、電源のオン・オフの操作を視覚障害者でも容易に行えるようにする必要がある。特に字幕、それに画面説明の選択操作は分かりやすくすることは重要になる。また、EPGを含めた画面メニューも障害者が操作できるように、音声を加える等の工夫が必要とされる。

この法に基づいた調査、それに規制作りはFCCの責任となる。FCCに対し調査を求めている項目としては、①インターネット等で配信されるビデオ番組の字幕フォーマットの規格、②視覚障害者向けも操作方法、③EPG、画面メニューを視覚障害者対応にする方法が含まれている。

### \* The Compass ニュース \*

インターネットでのTV番組等の配信により、多チャンネル加入者がサービスを脱退しているのが大きな話題になっている。これに関する記事は、NSIリサーチ社のウェブサイト（[www.nsiinc.com](http://www.nsiinc.com)）でお読み下さい。The CompassはNSIリサーチが出版する、アメリカのデジタル放送とインターネットTVの動向を伝える年間サービスです。

